

和光市都市公園条例規則の一部改正及び和光市アーバンアクア公園部分供用内容の概要

1 和光市都市公園条例改正

(1) 条例改正の概要

	概要	内容
市 独 自 改 正 規 定	都市公園の追加	アーバンアクア公園及び土地区画整理区域内に整備した公園を都市公園とするため条例に追記
	有料公園施設及び使用料の設定	アーバンアクア公園の有料公園施設及び施設使用料の設定
	行為許可使用料の改正	条例施行当初から見直ししていなかったため、近隣市の内容と比較し見直し
	市管理全公園の同一管理基準規定の設定	市で管理している公園について、都市公園でなくても同一の管理基準の設定
	市以外管理可能規定	指定管理者の管理及びパーク P F I の活用可能にする規定の設定
法 改 正	運動施設率の設定	公園面積に対する運動施設の敷地面積の割合の基準規定 (50%)
	建蔽率の緩和規定	特定の公園施設建築物の建ぺい率の緩和規定
	基準面積の緩和規定	市民緑地がある場合の公園面積基準 (㎡/人) の緩和措置

(2) 公布日・施行日 平成30年4月1日 (運動施設使用料のみ平成30年10月1日)

2 和光市アーバンアクア公園の有料公園施設の料金 (条例) 及び減免規定 (規則)

(1) 使用料金 (運動施設 2 時間あたり)

種 別	野球場	庭球場	フットサル	サッカー	ソフトボール	駐車場
料 金	3,460	1,460	2,190	3,000	2,000	200/3 h

注 1 野球場及び庭球場については、南運動場と同額

2 フットサル場は、庭球場 1.5 面分、サッカー、ソフトボールは近隣市同等

3 駐車場料金の 3 時間以降は、1 時間につき 100 円、1 日最大 500 円

(2) 運動施設の減免規定の基準

- ① 免除 市及び教育委員会主催事業、共催事業、学校行事等として使用、和光市スポーツ少年団に所属する連盟が主催する市民を対象とする大会に使用
- ② 減額 市内のスポーツ団体等の連合体が市民を対象としたスポーツ大会等に使用、主たる構成員が、市内在住の身体障害者等、65 歳以上又は 15 歳以下の者の場合

(3) 駐車場の免除規定の基準

身体障害者等、国、県又はその他地方公共団体並びに市等が公用のため、その他市長が必要と認めた自動車の駐車場使用料

(4) 行為許可使用料の減免基準

- ① 免除 市又は教育委員会主催事業、市等が共催で、免除事業として承認を得た事業、市内の保育園、幼稚園及び学校等が、学校行事を目的とする事業、市内の地域活動団体の市域振興事業及び市長が認めたもの

- ② 減額 市の社会福祉法人、市内在住の身体障害者等又は、65歳以上の者が主たる構成員の団体の使用の場合及びその他市長が認めた場合

3 和光市アーバンアクア公園の部分供用内容

- (1) 供用時期 平成30年10月 から
- (2) 供用時間 8:00 ～ 16:00 (2時間制での貸出)
- (3) 供用曜日 土・日・祝日 (年末年始は除く)
- (4) 供用施設 管理棟・野球場・テニスコート5面 (内3面は平成30年度上半期に整備)
- (5) 利用競技 野球・テニス (フットサル)